

議 事 概 要

1 代表者会議の開会について

- ・定例会中は、一般審査終了後及び知事質問終了後にそれぞれ代表者会議を開会することとし、それ以外は必要に応じて開会。

2 説明員の出席の取扱いについて

- ・大阪府と大阪市の共同設置組織である大阪港湾局については、本委員会の日程が、大阪市の本会議又は委員会と重なった場合、大阪港湾局長は大阪市会へ出席すること、また大阪都市計画局については、本委員会の日程が大阪市の本会議と重なった場合のみ、大阪都市計画局長は市会へ出席することになっている。
- ・理事者の出席については、申合せ事項のとおり、理事者の絞込みが可能な場合は、理事者側で出席者を限定して差し支えないこと、また、委員長の許可を得て、休憩又は質問者ごとに入れ替わり出席することが可能となっている。

3 委員会の所管事務に係る調査について

- ・本委員会における所管事務に係る調査を実施するかどうかについて、後日あらためて代表者会議を開会し、意向聴取するので、各会派での検討を依頼。
- ・実施を希望する場合は、具体的な調査項目や実施方法などもあわせて提案するよう依頼。
- ・次回の代表者会議の日程は、事務局にて調整を行う。

4 本日の委員協議会について

〔資料「都市住宅常任委員協議会次第」参照〕

- ・このあと11時からの委員協議会は、資料に記載のとおり進行。
- ・理事者説明資料、委員名簿、配席図及び委員会運営に関する申合せ事項等を、府議会情報共有サイトに掲載している旨を周知。